

国民健康保険税額が決定しました

問合せ先 戸籍保険課 ☎ 95-11116

保険税額

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割①	課税対象所得額 ×8.13%	課税対象所得額 ×3.10%	課税対象所得額 ×2.65%	課税対象所得額 ×0.24%
均等割②	被保険者数 ×3万4,200円	被保険者数 ×1万3,200円	被保険者数 ×1万3,500円	被保険者数 ×1,248円
平等割③	1世帯当たり 2万4,000円(※1)	1世帯当たり 8,400円(※2)	1世帯当たり 6,600円	1世帯当たり 840円(※3)
最高限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

- 課税対象所得額は、前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額です。
- 子ども子育て支援納付金分の均等割は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの被保険者は全額軽減されます。
- ※1 特定世帯は1万2,000円、特定継続世帯は1万8,000円になります。
- ※2 特定世帯は4,200円、特定継続世帯は6,300円になります。
- ※3 特定世帯は420円、特定継続世帯は630円になります。

特定世帯・特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療保険に移ったことにより、その世帯で国民健康保険に残る人が1人だけになる世帯のうち、5年を経過するまでの世帯を特定世帯といい、6年から8年を経過するまでの世帯を特定継続世帯といいます。

保険税等の特別徴収

税額は、医療給付費分(医療分)、後期高齢者支援金分(支援分)、介護納付金分(介護分)と子ども・子育て支援納付金分(子ども分)の①から③の合計金額です。
国民健康保険税額決定通知書は、6月中旬に発送を予定しています。届きましたら内容をご確認ください。

次の条件をすべて満たす方は、自動的に特別徴収(年金天引き)となります。

- ▽世帯主が国民健康保険に加入している方
 - ▽国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯
 - ▽世帯主が、年額18万円以上の年金を受け取っている方
 - ▽国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない方
- ※届出をしていただくことにより、国民健康保険税の納付方法を年金からの特別徴収でなく、口座振替にすることができます。

子ども子育て支援金制度がはじまります

令和8年度から、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに充てられる「子ども子育て支援金制度」がはじまります。社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度といったすべての健康保険の加入者から支援金を拠出したとき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度で、令和10年度まで段階的に引き上げられる見込みです。大口町では、被保険者の税負担が令和7年度と同程度となるよう、「子ども・子育て支援納付金」の新設に合わせて税率等を改定いたします。

令和8年1月1日以降に転入された方へ

今年の1月1日以降に大口町に転入された加入者については、国民健康保険税の算定に必要な所得等を前住所地に照会する必要があります。6月は所得のない状態で一旦賦課計算をおこない、確認が取れた7月以降に更正します。更正通知書については、該当の方に毎月10日前後に送付しますので、ご確認ください。

減税制度

減免事由	減免額
①世帯の前年中の総所得金額が400万円以下で、今年の見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる方	所得割額の全部から100分の20
②現に継続して6か月以上療養中の方、もしくは継続して6か月以上療養を要すると認められる方のうち、①に該当する方	所得割額の全部から100分の20
③雇用保険法の規定により基本手当（失業・休業等）の受給資格を要する方のうち、前年中の総所得金額が400万円以下の方	受給資格を有する方について算定した税額にかかる所得割額（支給対象期間）の全部から100分の30
④世帯主またはその世帯に属する被保険者所有の住宅および家財について損害を受けた方のうち、前年中の総所得金額の合計が600万円以下で、当該損害金額（保険金等により補填される金額を除く）が3割以上の方	税額の全部または所得割額の100分の50から100分の12.5

左の表のいずれかに該当する世帯は減免が受けられます。原則として申請日から7日後より前の納期分には適用できませんので早めに申請してください。
持ち物 国民健康保険税額決定通知書、減免理由が証明できる書類

※①から④のうち2つ以上に該当する場合は、減免額の大きい規定を適用します。
 ※減免事由が虚偽または不正な行為であることが明らかになった場合には、減免額の全部または一部を返還していただきます。

重要 減免制度・軽減制度は、所得が無申告の方は対象になりません。必ず申告してください。

軽減制度

課税軽減 世帯の所得が一定基準を下回る場合には、均等割額および平等割額に限り、保険税を軽減します。

	加入者全員の所得合計	軽減額							
		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分	
		均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2万3,940円	1万6,800円	9,240円	5,880円	9,450円	4,620円	874円	588円
5割軽減	43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	1万7,100円	1万2,000円	6,600円	4,200円	6,750円	3,300円	624円	420円
2割軽減	43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	6,840円	4,800円	2,640円	1,680円	2,700円	1,320円	250円	168円

(注) 特定同一世帯および特定継続世帯は、それぞれの平等割額から7割・5割・2割の各軽減を適用します。
未就学児の均等割額の軽減 未就学児の方（6歳到達の年度末まで）の均等割額について、国民健康保険の資格が生じた日の属する月から一律5割を軽減しています。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	子ども・子育て支援納付金分
軽減なし世帯	1万7,100円	6,600円	600円
7割軽減世帯	5,130円	1,980円	180円
5割軽減世帯	8,550円	3,300円	300円
2割軽減世帯	1万3,680円	5,280円	480円

「倒産・解雇などによる離職」・「雇い止めなどによる離職」をされた方へ

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされた方は、国民健康保険税が軽減対象になる場合があります。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかとして求職者給付（基本手当等）を受けける方

▽雇用保険の特定受給資格者

（倒産・解雇などによる離職）

▽雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象になりません。

軽減方法

前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。
※届出が遅れても遡って軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要な物

国民健康保険税額決定通知書、雇用保険受給資格者証、マイナンバーがわかるもの、本人確認ができるもの

医療費一部負担金の減免

震災、風水害等で著しい損害を受けた場合、医療費一部負担金の減免を受けられる場合があります。詳しくは戸籍保険課までお問い合わせください。

医療費適正受診のお願い

次の負傷は保険適用されます。

柔道整復施術

▽骨折、脱臼（医師の同意が必要）

▽打撲、捻挫、挫傷

※日常的な筋肉疲労や疲れ、慢性病の場合は保険適用できませんのでご注意ください。

次の負傷で医師の同意がある場合は保険適用されます。

はり・きゅう

▽神経痛、リウマチ、頸椎捻挫後遺症など慢性的な痛みのある病気

あん摩・マッサージ

▽筋麻痺、関節拘縮等の症状で医療

上必要とされる症例
※疲労回復等を目的とする施術は保険適用できませんのでご注意ください。

シエネリック医薬品を使用しましょう

シエネリック（後発）医薬品とは、安全性や効能は新薬と同等と認められている安価な医薬品です。シエネリック医薬品を使用することで、薬代が節約できます。

希望される方は、薬局で薬を処方される時に、シエネリック医薬品希望カード等を提示していただくか、「シエネリック医薬品を希望します」と薬剤師へお伝えください。

※医師の診断によりシエネリック医薬品に変更できない場合があります。

税負担の緩和にも
つながるよ！



保険税は口座振替で

国民健康保険税は、原則、口座振替での納付をお願いしています。

銀行のお届け印・通帳・キャッシュカードをお持ちいただき、役場戸籍保険課で手続きをしてください。
問合せ先

戸籍保険課 ☎95-1116

大口俳句会

春の夜やみけんのしわの気になりて

渡辺すみ子

田起こしや待ちわびてゐる鳩雀

葉山 忠己

乳母車仔犬顔出す春の昼

松坂 年造

病室の小さき窓や春惜しむ

吉田 美穂

小さき靴ぬがしやる兄すみれ草

安藤 亮子

芙蓉句会

二百余年渡せし舟や花吹雪

平本のり子

かたくりの開き初めたる花の友

相川八重子

満開の桜戴き屋形船

田中百百代

玄関に菜の花一輪明るかり

水野 邦子

老幹ろうかんのをちこち噴ふける桜花

土川 照恵

大口川柳クラブ

春風にそつと寄り添う花筏

吉田 雄亮

咲く花の衣装を変えた鮮やかさ

高橋あや子

春冷えにぬくもり残る猫の席

天野 信和

邪魔をするマイナス思考文字に書き

数川 謙二

ダイエットしすぎて脆くなった骨

八木百合子